

令和2年4月28日

利用者及び御家族の方へ

京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部育成推進課

5月分の休会届等の取扱いについて（お知らせ）

日頃は、本市の子育て施策に格別の御協力、御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、4月10日（金）から5月6日（水）までの学童クラブ事業の運営に係るお知らせの中で、5月分の休会届については、通常どおり4月下旬をめどに提出していただくとの取扱いをお示ししたところですが、5月7日以降の社会情勢が不透明な状況であることを踏まえ、下記のとおり、特例的に柔軟な対応をさせていただくこととしましたので、関連事項と併せて、改めてお知らせいたします。

今後も、国の情勢等を踏まえ、平常時とは異なる取扱いをする際は、その都度お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

記

1 5月分の休会届について

5月に学童クラブ事業を利用されない場合の「休会届」については、5月末まで受け付けます。

※ これは、新型コロナウイルス感染症の影響下における社会情勢不安を重く見て行う特例的な対応であり、6月以降については、別途、本市から通知を行わない限りは、通常どおりの取扱い（前月の下旬までの届）となりますので、御留意ください。

2 5月分の利用料金のお支払いについて

上記「1」の取扱いをすることに伴い、5月末まで、5月分の利用料金をお支払いいただくべきかどうかの判断ができないため、お支払いいただくべき場合は、6月以降、まとめてお支払いいただきます。

※ 利用料金の在り方については、新型コロナウイルス感染症の対策で家庭内保育に御協力いただいております御家庭から頂戴している御意見等を踏まえ、国の動向を見極めながら必要な検討を行ってまいります。今後、運用や利用料金等の取扱いに変更があった場合には、速やかにお知らせいたします。